

地方創生交付金活用事業の評価・検証について

1. 地方創生関係交付金について

国では、「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組みで先導的なものに対し、地方創生関係交付金制度を設け、地方公共団体を支援しています。

また、デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援しています。

町では、下表のとおり交付金事業として国の採択を受けています。

年度	採択事業	事業内訳
R 6	2	・ 山形連携中枢都市圏 DMO 構築による広域観光促進事業（推進タイプ） ・ コンビニ交付事業（デジタル実装タイプ）

交付金を活用する事業の実施にあたっては、重要業績評価指標（KPI）をあらかじめ定め、事業終了後には事業の達成度や成果について、外部有識者等で構成される検証機関により客観的に検証を行うことされています。

2. 評価・検証について 資料 2 参照

令和 6 年度に実施した交付金採択事業の評価・検証を行います。

事業評価シートは、事業担当課が記載し「事業の効果」については、山辺町地方創生総合戦略推進本部による自己評価を行っております。

事業の効果は選択方式となっており、以下の選択肢から選んでいます。

- ① 本事業は地方創生に非常に効果的であった（指標が目標値を上回った等の場合）
- ② 本事業は地方創生に相当程度効果があった（指標が目標値を上回ることはなかったものの相当程度（7割～8割）達成した等の場合）
- ③ 本事業は地方創生に効果があった（目標値を上回ることはなかったものの事業開始前よりも改善した等の場合）
- ④ 本事業は地方創生に対して効果がなかった（実績値が本事業開始前の数値よりも悪化している等の場合）

【有識者からの評価について】

(1) 事業の有効性の評価

- ・ 事業が総合戦略に掲げた KPI 及び基本目標を達成するために有効であったかどうかについて評価いただきます。
- ・ 評価の理由や意見等について、「有効であった」場合は良かった点を、「有効とは

言えなかった」場合は何が良くなかったのか、どのような改善策が考えられるかご意見をお願いします。

(2) 事業の今後について

- ・「今後の方針」については、事業担当課により記載しています。
実績に対する評価を踏まえた上で、有識者からの評価・検証をお願いします。
事業の今後の方針については、次の区分から選ぶ方式になります。

- ① 事業拡大（効果的であったことから、取組みの追加など更に発展させる）
- ② 事業継続（特に見直しの必要はなく、事業を継続する）
- ③ 内容見直し（事業内容の見直し（改善）を行う）
- ④ 事業中止（事業継続を予定していたが中止とする。）

- ・今後の方針の理由については、こうした方が良いとか、こうした考えを入れるべき等のご意見があれば、ご指摘願います。